平成２１年（フ）第１６１８号
神戸市兵庫区夢野町２―２―２―203、住民票上の住所神戸市須磨区白川台６丁目４番地の６白川台サンハイツ301号
債務者　小川　世理
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３１号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番435―104号
債務者　須波　秀美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７８号
佐賀県武雄市朝日町大字中野9855、住民票上の住所佐賀県鹿島市浜町甲4550番地１
債務者　中村　武次
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３２９号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9638番地２県営武雄団地３号
債務者　山口あきよ
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３３２号
佐賀県鹿島市大字高津原3784番地１
債務者　坂田真由美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３５８号
福島市松川町字市ノ沢３番地
債務者　高橋美津子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第７１３号
川崎市多摩区宿河原４丁目６番11号エストリバー104
債務者　岡村阿起世
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７１５号
川崎市中原区宮内４丁目３番35号　長南ハイツ201
債務者　菅野理英子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７１６号
川崎市中原区市ノ坪40番地
債務者　竹田　康夫
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３１６４号
名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地７棟504号
債務者　飯田　耕三
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１６５号
名古屋市中村区白子町３丁目31番地の15　サンコープ101号
債務者　飯田富士子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２３６号
愛知県北名古屋市鹿田坂巻183番地１　第一ヤマサマンション301号
債務者　小林　憲二
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４７号
愛知県豊田市寿町８丁目51番地　グローリアスハイツ豊田弐番館110号
債務者　成田　豊喜
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１９４号
北九州市小倉南区長尾１丁目14番７号
債務者　上田絵美子（旧姓沼）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１９７号
北九州市小倉北区上富野２丁目５番27―203号
債務者　小川　孝子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２００号
北九州市若松区畠田３丁目５番79号
債務者　村岡　正利
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２１６号
福岡県中間市岩瀬１丁目11番27号
債務者　植田　幸延
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部